（2021年6月30日改定）

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、パス株式会社と称し、英文ではPATH corporationと表示する。

（目　的）

第２条　当会社は､次の事業を営むこと､ならびに次の事業を営む会社(外国会社を含む｡)、組合（外国における組合に相当するものを含む｡)、その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

１．情報技術に関するソフトウェア及びコンテンツの企画、制作、開発、運営、販売、賃貸

２．情報技術を利用した金融取引等に関するシステムの運用・管理及び利用提供、及びそれに付随する顧客開拓業務、金銭貸借の媒介

３．情報技術を利用したマーケティング業務

４．情報技術を利用した各種サービス業務

５．出版業

６．次に掲げるものに関する研究調査、マーケティング及びコンサルティング業務

(1) 情報技術

(2) 不動産

(3) 経済、金融・資本市場、企業経営、各種事業及び情報システム

(4) 医薬品、医薬部外品、医療用の機器及び器具の研究、開発

７．インターネット、カタログ等による通信販売業

８．インターネット上におけるショッピングモールの開設及び運営ならびに運営の受託業務

９．インターネット上のオークションの開設

10．金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証、クレジットカードの取扱、金融商品取引業、銀行代理業その他金融業

11．遺伝子・細胞・組織等を用いた先端医療支援事業

12．バイオテクノロジーの研究、開発ならびにその受託

13．研究用試薬の開発、製造、輸出入及び販売ならびにその受託

14．理化学、生命科学、農学等の研究に関する受託サービス

15. 旅行業法に基づく旅行業
16. 旅行代理店業
17. 次に掲げるもの及びその原材料の企画、制作、製造、加工、販売、賃貸、輸出入ならびにその受託
    (1) 食料品、健康食品、飲料品、酒類
    (2) 化粧品、化粧雑貨、宝飾品、室内装飾品
    (3) 紳士服、婦人服、衣類
    (4) 靴、ベルト、かばん、袋物、装身具
    (5) 日用品、日用雑貨、家庭用品、事務用品、梱包資材
    (6) 医薬品、医薬部外品、医療用の機器及び器具
    (7) 動物用医薬品、飼料添加物、農業用薬品、試薬及びその他の化学製品、医療用具、歯科材料
    (8) コンピュータ、各種通信機器、事務用機器、家庭用電気製品ならびにそれらの部品及び周辺機器
    (9) 美術、映像、音楽、音声等のコンテンツ
18. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び鑑定その他不動産に関する一切の業務
19. ホテル及び旅館の経営ならびにこれに付属する施設の運営
20. 老人ホームの経営ならびにこれに付属する施設の運営
21. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
22. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用
23. 古物の売買及び委託販売
24. 労働派遣に関する業務
25. 広告、宣伝、販売促進に関する企画、制作及び代理業
26. 美容、健康施設の経営ならびにこれに付属する施設の運営
27. 飲食店の経営ならびにこれに付属する施設の運営
28. 各種イベントの企画、制作、運営及び管理
29. 翻訳業及び通訳業
30. 知的財産権の管理、運用
31. タレント、作家、プロデューサー、音楽家、芸術家、スポーツ選手、インストラクターの育成及びマネジメント
32. 有価証券の売買
33. 人材育成のための研修、各種セミナーの企画及び運営ならびに教育事業
34. 前各号に付帯・関連する一切の業務

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は 69,378,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は 100 株とする。

（自己株式の取得）

第８条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招集）

第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

２．前項の株主総会の招集地は、本店所在地及びその他隣接地の他、東京都内のうち当会社が招集通知に指定する場所とする。

（定時株主総会の基準日）

第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 13 条　株主総会は、予め取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第 17 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 18 条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 19 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 20 条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

２．取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、最高経営責任者（ＣＥＯ）、取締役社長、最高執行責任者（ＣＯＯ）各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第 23 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 24 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第 25 条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 28 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 30 条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 31 条　監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査等委員会規程）

第 32 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第 33 条　会計監査人は株主総会の決議により選任する。

（任期）

第 34 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 35 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 36 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、同法第 423 条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）

第 37 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第 38 条　剰余金の配当は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 39 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 40 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．前項の金銭には、利息を付さないものとする。

附　則

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置）

第１条　令和３年６月開催の第 31 期定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。